

別紙 1（第 9 関係）

表 1 事業内容・採択基準

事業内容	事業主体	補助率	採択基準	計画書等の提出方法	提出様式
都市住民、消費者、子ども等を対象とし、農山漁村の地域資源を活用したもので、観光や教育等他分野との連携による大規模あるいは持続的な交流に係る取組みまたは農泊（注）担い手のリ・スキリング（学び直し）のための取組み (1) 推進体制の整備・調整役の設置 (2) ワークショップ活動等による地域資源発掘・再評価、地域内の合意形成等の取組 (3) 交流担い手の育成・確保 (4) 受け入れの実施 (5) 体験活動の安全確保のための器具・器材等整備 (6) 情報発信機能の強化 (7) その他、一時的な交流から滞在あるいは複数回来訪への発展に必要な活動	(1) 市町村 (2) 農業協同組合 (3) 農業者等が組織する団体 (4) 地方公共団体等が出資する団体（地方公共団体、農業同組合等が主たる構成員又は出資者となっていると認められる法人等に限る。） (5) 任意活動団体 (6) その他知事が特に認めた団体（NPO 等）	1/2 以内	(1) 県補助金額が予算の範囲内であること (2) 受入組織が明確であること (3) 計画で、以下の項目を設定すること ア 必須項目 (7) 調整役（コーディネーター）の設置 (イ) 交流目標値（来訪者数等の数値目標）の設定 イ 任意項目（以下から一つ以上選択） (7) 農林漁家民宿（体験型民泊）の育成 (イ) 農林漁家レストランの育成 (ウ) 都市農村交流に係る組織の会員数の増加 (エ) 農業と環境、福祉、教育、観光、商工等他分野と連携・融合した取組の指標 (オ) その他知事が特に認めた目標 (4) 事業の主要な部分を事業主体から他に委託する事業でないこと。 (5) 市町村補助又は市町村を通じた間接補助とする。	事業実施主体が市町村以外の場合は、関係市町村がとりまとめ、県へ提出すること。	（計画書） 様式 1 号 （実績書） 様式 2 号

注）「農泊」とは、農山漁村に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のこと。
※上記項目を担当課で検討し、採択可否を決定する。

表 2 補助対象経費

区 分	経 費	備 考
報償費	講師等への謝金	・ 謝金単価は県の規程に準じる（講演会等での講演は、講演時間 1 時間当たり、大学教授： 1 万円以下、先進農家： 5 千円以下、県外の講師は、2 万円以下を原則とし、これによりがたい場合は、知事が適当と認める額を上限とする）。 ・ 事業主体の労務費は不可。報償（謝礼）としてのお土産も補助対象外。
旅費	講演会等開催に係る外部講師の旅費、事業主体構成員の研修旅費等	イベント等開催時の外部参加者の旅費等は不可。
需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷費、資料購入費	・ 単価 3 万円以上の物品等は不可。 ・ 施設等整備費、修繕費は不可。
役務費	通信運搬費、広告料、体験ほ場管理費、イベント開催時の保険料等	
委託料	地元の交流組織、コンサルタント、旅行業法に係る部分の事務委託料等	・ 事業の主要な部分を他に委託する経費は不可。
使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車並びに農機具等の借料及び損料、高速道路の通行料、ほ場借り上げ料	・ 事業主体の組織や施設の維持管理に要する経費は不可。 ・ 事業主体が所有する農機具やほ場等への使用料及び賃借料は不可。

※その他、知事が不適当と認める経費は不可とする。